

事 務 連 絡

平成 20 年 4 月 2 日

各 位

財団法人 建設業振興基金

業務第一部長 竹澤 正

下請セーフティネット債務保証付借入金に係る
国土交通省総合政策局建設業課長通達について



拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は当基金の業務につきまして、格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、標記通達「下請セーフティネット債務保証付借入金に係る経営事項審査の事務取扱について」が平成 20 年 3 月 31 日付で各関係部局に対し発せられました。ご参考までに送付させていただきますので、ご高覧下さいますようお願い申し上げます。

なお、何かご不明な点があれば、下記までお問い合わせ下さい。

敬具

記

(送付資料)

・「下請セーフティネット債務保証付き借入金に係る経営事項審査の事務取扱いについて」

(国総建第 3 3 9 号)

以上

【問い合わせ先】

建設業振興基金 業務第一部 山岡、小野寺、荒井

TEL 03-5473-4575

今回の改正点

- (旧) 下請セーフティネット債務保証事業により事業協同組合等から受けた借入金の額は、有利子負債合計額から控除することができるものとする。
- (新) 下請セーフティネット債務保証事業により事業協同組合等から受けた借入金の額は、負債合計額から控除することができるものとする。

国 総 建 第 3 3 9 号
平成 2 0 年 3 月 3 1 日

各地方整備局等建設業担当部長 あて
各都道府県建設業主管部局長 あて

国土交通省総合政策局建設業課長

下請セーフティネット債務保証付借入金に係る経営事項審査の事務取扱について

建設業法施行規則の一部を改正する省令（平成 2 0 年 1 月 3 1 日国土交通省令第 3 号）が制定されるとともに、平成 2 0 年 1 月 3 1 日付け国土交通省告示第 8 5 号（以下「告示」という。）をもって建設業法（昭和 2 4 年法律第 1 0 0 号）第 2 7 条の 2 3 第 3 項の経営事項審査の項目及び基準の改正がなされたところである。

平成 1 1 年 1 月 2 8 日付け建設省経振発第 8 号「公共工事に係る工事請負代金債権の譲渡を活用した融資制度について」等により創設された、公共工事に係る工事請負代金債権の譲渡を活用した融資制度（いわゆる「下請セーフティネット債務保証事業」）に係る経営事項審査の事務扱いについては、以下の通りとする。

ただし、本通知による事務扱いは平成 2 0 年 4 月 1 日より適用する。なお、平成 1 3 年 4 月 2 0 日付け国総建第 1 0 9 号をもって通知した「下請セーフティネット債務保証付借入金に係る経営事項審査の事務取扱について」は平成 2 0 年 3 月 3 1 日限り廃止する。

記

1. 平成 2 0 年国土交通省告示第 8 5 号「建設業法第 2 7 条の 2 3 第 3 項の経営事項審査の項目及び基準を定める件」第一の二 2 における「基準決算における流動負債と固定負債の合計の額（以下「負債合計額」という。）」に含まれる、元請となる中小・中堅建設業者又は元請建設業者と下請契約を締結した中小・中堅建設業者が下請セーフティネット債務保証事業により事業協同組合等から受けた借入金（以下「下請セーフティネット債務保証付き借入金」という。）の額は、負債合計額から控除することができることとする。
2. 経営状況分析の申請者が下請セーフティネット債務保証付き借入金の負債合計額からの控除を求める場合においては、経営状況分析申請書（建設業法施行規則別記様式第 2 5 号の 8）の余白に「下請セーフティネット債務保証付き借入金の額 ○○○円」と記載して申請を行うこととする。
3. 1 により控除することができる金額は、下請セーフティネット債務保証事業による融資を実行した事業協同組合等が別添様式により証明したものに限ることとする。

〈様式〉

平成 年 月 日

下請セーフティネット債務保証事業に係る融資残高証明書

(登録経営状況分析機関)

代表者 ○○ ○○ 殿

○○○○協同組合

理事長 ○○ ○○ 印

○○株式会社に対する平成 年 月 日現在の下請セーフティネット債務保証事業に係る融資残高は、○○, ○○○, ○○○円であることを証明します。

なお、その内訳は以下のとおりであり、各融資に係る債権譲渡承諾依頼書、債権譲渡承諾書及び金銭消費貸借契約証書（これに類するものを含む。）の写しを添付致します。

発注者	工事名	融資日	弁済期日	融資残高

平成13年4月20日
国総建第109号

改正
平成14年4月24日
国総建第109号

各地方整備局建設業主管課長
各都道府県建設業主管課長 あて

下請セーフティネット債務保証付き借入金に係る
経営事項審査の事務取扱いについて

国土交通省総合政策局建設業課長

平成11年1月28日付け建設省経振発第8号「未完成公共工事に係る工事請負代金債権の譲渡を活用した融資制度について」等により創設された未完成公共工事に係る工事請負代金債権の譲渡を活用した融資制度（いわゆる「下請セーフティネット債務保証事業」）に係る経営事項審査の事務取扱いについては、以下のとおりとする。

記

1. 平成6年建設省告示第1461号「建設業法第27条の23第3項の経営事項審査の項目及び基準を定める件」第一の二8における「基準決算における短期借入金、長期借入金、受取手形割引高、社債、転換社債及び新株引受権付社債の合計の額」（以下「有利子負債合計額」という。）に含まれる、元請となる中小・中堅建設業者又は元請建設業者と下請契約を締結した中小・中堅建設業者が下請セーフティネット債務保証事業により事業協同組合等から受けた借入金（以下「下請セーフティネット債務保証付き借入金」という。）の額は、有利子負債合計額から控除することができることとする。
2. 経営状況分析の申請者が、下請セーフティネット債務保証付き借入金の有利子負債合計額からの控除を求める場合においては、経営状況分析申請書（建設業法施行規則様式第25号の8）の余白に「下請セーフティネット債務保証付き借入金の額 〇〇〇円」と記載して申請を行うこととする。
3. 1により控除することができる金額は、下請セーフティネット債務保証事業により融資を実行した事業協同組合等が別添様式により証明したものに限ることとする。

<様式>

平成 年 月 日

下請セーフティネット債務保証事業に係る融資残高証明書

(指定経営状況分析機関)

財団法人建設業情報管理センター

理事長 ○○ ○○ 殿

○○○○協同組合

理事長 ○○ ○○ 印

○○株式会社に対する平成 年 月 日現在の下請セーフティネット債務保証事業に係る融資残高は○○, ○○○, ○○○円であることを証明します。

なお、その内訳は以下のとおりであり、各融資に係る債権譲渡承諾依頼書、債権譲渡承諾書及び金銭消費貸借契約証書(これに類するものを含む。)の写しを添付いたします。

発注者	工事名	融資日	弁済期日	融資残高